

議案第59号

瀬戸内市道路、普通河川等管理条例の一部を改正することについて

瀬戸内市道路、普通河川等管理条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年8月26日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

瀬戸内市道路占用料徴収条例との整合性を図り、占用等の期間を統一するもの。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市道路、普通河川等管理条例の一部を改正する条例

瀬戸内市道路、普通河川等管理条例(平成16年条例第157号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

3 占用等の期間は、次によるものとする。ただし、第1項の許可を受けて占用等の期間を更新することを妨げない。

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第36条の規定による事業のための占用

10年以内

(2) 前号以外の占用等 5年以内

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

瀬戸内市道路、普通河川等管理条例(平成16年瀬戸内市条例第157号)新旧対照表

現行	改正後
(占有等の許可) 第4条 略 (1)～(3) 略 2 略 3 <u>占有等の期間は、5年を超えることができない。ただし、第1項の許可を受けて占有等の期間を更新することを妨げない。</u>	(占有等の許可) 第4条 略 (1)～(3) 略 2 略 3 <u>占有等の期間は、次によるものとする。</u> (1) <u>道路法(昭和27年法律第180号)第36条の規定による事業のための占有 10年以内</u> (2) <u>前号以外の占有等 5年以内</u>